

富山医科大学医学会会則

第1条 本会を、富山医科大学医学会という。

第2条 本会は、富山医科大学における医学研究の振興に寄与することを目的とし、その使命達成に必要な事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 学会誌の刊行
3. その他本会の目的達成に必要な事業

第3条 本会は前条の趣旨に賛成するものをもって組織する。

第4条 本会は、北陸医学会の会員となるものとする。

第5条 本会の事務所を、富山医科大学におく。

第6条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|--------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2名 |
| 3. 理事 | 若干名 |
| 4. 監事 | 若干名 |
| 5. 評議員 | 若干名 |

会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

副会長は、会長を補佐する。

理事は、庶務・会計・集会・編集の会務を分担する。

監事は、経理を監査する。

評議員は、会長の召集を受け、本会の重要な事項を審議する。

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条 役員は、次の方法によって選出する。

1. 会長、副会長、理事及び監事は、評議員の中から互選する。
2. 評議員は、会員中の教授ならびに教室員代表に委嘱する。
3. 役員の改選は3月に行うものとする。ただし、任期中に欠員を生じた場合は、この限りでない。

第9条 本会の事業年度は、年度制による。

第10条 本会の経費は、会員の会費、寄附金その他の収入をもってあてる。会費は1カ年3,000円とし、事業年度の当初に納入するものとする。

第11条 本会の事業内容ならびに会計については、毎年度の評議員会にこれを報告する。

第12条 本会会則の改変には評議員の審議を要し、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第13条 本会則の実施に必要な細則は、別に定める。

付 則

この会則は、昭和54年4月1日より施行する。

昭和63年12月3日一部改変。